開 会

鈴木良雄議長 おはようございます。 これより本日の会議を開きます。

開 議

鈴木良雄議長 本日の会議に欠席の通告議員は 11番、髙橋孝夫議員の1名であります。よっ て、ただいまの出席議員は定足数に達してお ります。

ここで、本日の会議の運営について、議会運 営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。 本日の本会議運営について、先ほど議会運営 委員会を開催し協議いたしましたので、その結 果をご報告いたします。

初めに、12月6日の本会議において各委員会に付託をされました議案の審査の結果でありますが、各常任委員長、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。

なお、議案第73号には、反対1名と賛成1名、 議案第74号には反対1名、請願第12号には賛 成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されます議案について申し上 げます。追加議案は、議事日程第4号のとお り、人事案件1件、議会案1件であります。

追加議案の審査の方法につきましては、付託 議案の表決終了後に、議長より委員会付託を 省略し全員による審査を諮っていただき、決 定後、提案説明、質疑、討論、表決の順でご 審査くださるようお願いいたします。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。追加議案の審査終了後、市町村合併問題検討特別委員会より、これまでの経過と概要についての報告を受けることといたします。

最後に、議長よりあいさつを受けて、定例会 を閉会することといたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして、議会運営委員会において協議・決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げて、報告といたします。 鈴木良雄議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり配付しております議事日程第4号をもって進めることに、ご異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。 よって、そのように決定いたしました。 それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第71号 長井市市 税条例の一部を改正する条例の制定 について外13件

鈴木良雄議長 日程第1、議案第71号、長井市 市税条例の一部を改正する条例の制定につい てから、日程第14、議案第78号、平成16年度 長井市水道事業会計補正予算第3号までの、 以上14件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 初めに、総務・文教常任委員会 の審査報告を求めます。

安部 隆総務・文教常任委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇) 安部 隆総務・文教常任委員長 おはようござ います。

平成16年第7回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日 に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者 並びに紹介議員の出席を求め審査をいたして おります。

それでは、初めに、議案第71号、長井市市税 条例の一部を改正する条例の制定について申 し上げます。

本案は、学校教育上の見地から行われる行事 や全県規模以上の体育大会において、入湯税 を近隣他市町と同様に、課税免除とするとと もに、原条例の附則を国の準則にならい、条 項番号の見直しと字句の整備を図るため提案 されたものであります。

質疑に入り、委員からは、入湯税の免除となる教育活動で実施される行事とは、具体的にどのような行事を言うのか、また、所属学校長の発行する証明書には、所定の様式はあるのかとの質疑がなされました。税務課長からは、行事としては、修学旅行や文化関係の大会行事が考えられる。証明書については、所定の様式は予定しておらず、開催要項等に参加者名簿を添付するなど、当該行事の内いたが表がらよってあるとの答弁を受けたところであるとの答弁を受けたところであるとの答弁を受けたところであります。また、委員からは、課税免除にあたっては、関係機関と十分調整し、運用がスムーズにいくように対応していただきたいとの

要望が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号、長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法第10条の 地区等を定める省令の一部改正に伴い、所要 の改正を行うため提案されたものであります。

審査に入り、税務課長からは、このたびの改正は、青色申告をしている個人または法人が、農村地域工業導入地区の区域内において、工業用機械や建物等を新増設した場合、特別償却制度が平成16年度の税制改正により廃止されたが、今後5年間同制度が従前どおり適用されるとする経過措置が設けられたことを受けて改正するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとお り可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第12号、自衛隊のイラク派兵を延 長せず、即時撤退を政府と国会に求める意見 書提出についての請願について申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇話会代表世話人、今 泉義憲氏、高山悌三郎氏より提出されたもの であります。

本請願の趣旨は、自衛隊のイラク派兵は、憲 法第9条に違反した違憲行為であり、イラク 特措法にも反するものである。イラク全土に 非常事態宣言が出され、派兵しているサマワ は、迫撃砲などが打ち込まれ、非戦闘地域と ころか戦闘地域化している。自衛隊は、米軍 指揮下で携帯武器や軍事物資など輸送を代替 し、占領軍の一員として活動を行っており、 国民も撤退を強く望んでいることから、即時 自衛隊の撤退を決断し、平和外交と軍事によ らない方法で国際平和に貢献するよう意見書 を政府及び国会に提出していただきたいとす

るものであります。

質疑に入り、委員からは、請願では、イラク 特別措置法に照らしても自衛隊派遣の条件が 崩れており、サマワでは自衛隊の撤退を迫る デモが行われているということであるが、一 方では、サマワの市民は自衛隊の復興支援活 動に感謝しており、現地では雇用も生まれて いると伺っており、現地の自衛隊を取り巻く 情勢はどのように認識すべきなのかという質 疑がなされ、これに対して、紹介議員からは、 サマワの安全を確認するため、政府与党の代 表者や防衛庁長官が相次ぎサマワを訪れたが、 治安の担当者と面談もせず、しかも駆け込み 的な視察で治安は安全であると判断したこと に対し、現地の警察本部長が不信感を表明し ていることを考えると、派遣延長についての 国民に対する説明が不十分であり、説明責任 を果たしていないと思われる。また、イラク では、米軍のファルージャ攻撃で6,000人以上 の死者が出ているにもかかわらず、小泉首相 が米軍を支持する発言をしたことに対し、住 民の対日感情が非常に悪化し、日本政府をボ イコットする話が出ているとの情報がある。 また、復興支援、特に給水活動などは、来年 からODAで浄水装置を共同設置することを 決定されており、これが実施されれば、わず か2週間で陸上自衛隊のこれまでの給水活動 ができることになるので、なぜ多くの自衛隊 を確保してまでイラクに派遣する必要があっ たのかという疑問を感じる。さらに、自衛隊 の復興支援活動により、1日300人から500人 程度の雇用を創出していると言われているが、 失業率は7割と言われるサマワにおいては、 この程度の雇用では雇用情勢は好転せず、サ マワの住民から不満の声が上がっているとの 報道もある。国内での世論調査でも国民の6 割以上が派兵延長に反対しているのは、この ようなことの反映ではないかと思っていると

の答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、イラクは、戦闘終結宣言以降の方がむしろ治安が悪化し、米軍兵士1,000人以上が死亡するなど犠牲者が急増し、イラク全土が極めて異常な状況になっている。派兵先であるサマワの自衛隊宿営地にも、迫撃砲やロケット弾の攻撃があり、戦闘地域化している。自衛隊の活動も砲撃があるたびに中断を余儀なくされ、物資の輸送もできないという大変な事態となっている。

自衛隊員は、大変危険な状態にさらされており、部隊を派遣した37カ国の有志連合も相次いで撤退を表明し、引き上げる国がふえている。このまま派遣を続けることによって新たな紛争が起き、日本がさらに危険にさらされることのないよう、一日も早く撤退させるために意見書を提出し、日本政府に求めていくことが我々の責務であるので、本請願については採択すべきものであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、このイラク派兵は、テロ などで一番犠牲になっているイラク国民の給 水や医療支援、学校の復旧など、生活基盤の 復興支援をするために行ったと認識している。 自衛隊でなければなし得ない仕事であり、自 衛隊員は使命感を抱き、一生懸命イラクのた めに、日本のために命がけで復興支援に励ん でいることに対し敬意を表したい。イラクは 国民自身の力によって徐々に自治が回復し、 復興途上にあり、自衛隊はイラク国民からも 歓迎されているので、今ここで撤退するべき ではなく、このまま支援を継続すべきである ので、本請願については、一日も早く自衛隊 員が所期の任務を終えて、全員無事帰国され ることを願望し、不採択とすべきであるとの 意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採 択とすべきものと決定いたしました。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になり ました案件審査の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 最初に委員長にお尋ね しますが、先ほど紹介議員からはという報告 がありましたが、私も紹介議員になっており ますが、紹介議員の招致の指示はなかったと いうふうに私は思います。なので、私は出席 をしておりません。どういうことなのか、ま ず1点お聞かせ願いたいことと、ここに触れ ていなかったと思うのですね。質疑があった のかどうか、あったけれども報告がなかった のかわかりませんが、米英軍、アメリカを中 心としたイラクに派兵して、開戦をするその 理由、大義などについては、私は既に何もな いというふうに思うのですね。極めて侵略的 な戦争に近いというふうに思っているのです。 その戦争をしなければならなかった理由とい うのが、ここが根本なのですね、今回の自衛 隊の派遣については。そうやって開戦をして、 市民生活が破壊されたので、それを人道復興 支援として支援をしていくという、こういう ことですから、破壊したのは米軍を中心とし た兵士たちがやったわけですね。その部分に ついては、開戦の理由については質疑されな かったのでしょうか。まず2点をお聞かせく ださい。

鈴木良雄議長 安部 隆総務・文教常任委員長。 安部 隆総務・文教常任委員長 蒲生議員にお 答えいたします。

1件目の紹介議員でありますけれども、2名の方がなされております。藤原民夫議員と蒲生吉夫議員でありますけれども。藤原議員が一応当日紹介議員というようなことで出席をいただき、傍聴も兼ねましてというようなことでありますので、その辺で当日であります

けれども、紹介議員というようなことで出席 をしていただいたところであります。

2点目の開戦時の協議というようなことでありますが、この辺については、やはり余り突っ込んだ話というものは、これはありませんでした。ただ、やはり国連の決議の中での人道復興支援ということだというふうな討論にもありますけれども、そのような感じの中での協議程度であります。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 そこが一番重要なんだ と思います。開戦をした理由があって、イラ クの市民生活が破壊されるんですね。それに ついて、破壊された部分、破壊した方の傘下 にあって支援に行くんですね。どう考えても これは理屈が成り立たないんだと思います。 要するに、この戦争で破壊されたその理由が わからないです。要するに、私が日本にどこ かから攻めてこられて、何も理由なくいきな り攻めてこられる。理由がわからない。しか し、破壊されたので、どこかの国が支援に来 て復興していくという、こういう理屈だと思 いますね。そこはやはり基本から狂ったので はないかというふうに思うのですね。アメリ カは別の目的があってしているのでしょうけ れども、そこの部分はいいですが、あと、ア メリカの国防省が発表したのでは、イラク戦 争開戦以来、アメリカからの脱走兵が5,500人 と言われておりますね。私は、脱走したら臆 病者だから脱走したのではないように思うの ですね。分析しているのは、やはり臆病だか らではないと。良識というふうに、良心、こ こがやはり戦争の大義がなかったところに行 くというのは問題なのではないかということ で、米兵が5,500人も脱走している。アメリカ の言葉で言うと脱走なのでしょうから脱走と 使っているのですが。

最近また明るみに出てきているのが、ベトナ

+

ム戦争が12年間続いたわけですが、それ以降、 15万5,000人がカナダの方に移住しているので すね。移住というと聞こえがいいですが、兵 役を逃れて行っているのです。そういう意味 でやはり、もともと矛盾のある戦争を起こし た国の、いってみれば要請で自衛隊が派遣さ れていく。私はそんなにサマワの人たちにあ りがたがられているのでしょうかというふう に考えると、私はとてもそうは思えないです ね。今言った理由からです。その辺について は、どういうふうに質疑がなされたのかなと 思って。根本のところですね、人が行って戦 争するというのは。それに対して早く、危な いところでもあるし。毎日、サマワ以外のと ころで爆撃があって、米兵が亡くなっていま すね。自分の子や孫をやはり行かせたくない という意味で、国外に逃亡したり何かしてい るというふうな状況というのは、私はやはり まだまだ戦争状態が継続しているというふう な分析をしなければならないんだと思います。 理由は別に戦争がしたいから賛成だから、こ の早く撤退しろというのを否決したなどと思 っていません。思っていませんが、理論的に そういうふうに詰めていけば、私はやはり即 時撤退すべきという声が出てくるだろうと思 っていたんですね。そういう部分については、 なぜ議論されなかったんだろうかと。報告に ないですから議論されなかったのではないか と思うのですが、どうですか、そこは。

鈴木良雄議長 安部 隆総務・文教常任委員長。 安部 隆総務・文教常任委員長 今ご質問があ りました件につきましては、やはりその辺の 質疑はなかったと思います。ただ、いろいろ 報道等で言われているように、今蒲生議員が 言われたようなことも、多分そういった報道 がされておりますので、それは議員の個人的 なものは多分あると思いますけれども、やは り初めて、最初に言いましたように、国連決 議の中での人道復興支援というようなことで、 非戦闘地域に限定しているというふうなこと は、やはり政府、国会でもこれが質疑されま して、国会で決議されましたわけですから、 その辺は今回我々の委員会の中では、その部 分については質疑というのはなかったという ふうに思っておりますし、あと、いろいろな ベトナム戦争以降のいろいろなことがありま したけれども、そういったことは別に今回の 審議にも関係はないのかなというような感じ がしましたので、それはなかったです。

延長についても、先ほど読み上げましたように、政府与党代表者、長官というものが現地を視察しておるわけですから、やはりそういったところでの国会での判断というふうなことも受けとめていかなければならないのではないかなというふうに私は思っております。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 3回目ですから1点だけにします。

今一番最後の方で言われたところの部分というのは、いわゆる政府関係者が行っているのですね、延長しようとする前に。それはそのとおりだというふうに思いますが、私は後の方で討論で触れますからですが、何時間ぐらい滞在されてきたというふうに認識されていて、その質疑がなされたのでしょうか。

鈴木良雄議長 安部 隆総務・文教常任委員長。 安部 隆総務・文教常任委員長 その件につい ての質疑はなかったし、時間的なこともその 日は出ませんでした。

鈴木良雄議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

これより採決を行います。

それでは日程第1、議案第71号並びに日程第 2、議案第72号の、以上の2件について討論

の通告がありませんので、討論を終結し、順 次採決いたします。

まず日程第1、議案第71号、長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第72号、長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、請願第12号、自衛隊のイラク派兵を延長せず、即時撤退を政府と国会に求める意見書提出についての請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(蒲生吉夫議員登壇)

17番 蒲生吉夫議員 請願第12号、自衛隊の イラク派兵を延長せず、即時撤退を政府と国 会に求める意見書提出についての請願に、賛 成の立場で意見を申し上げます。

請願事項の中で言っています12月14日が期限の自衛隊のイラク派兵を延期せず、即時撤退をとの意見書提出を求めていますが、その趣旨を示した1から5までの各項目で言ってい

ます要旨は、全く批判の余地がないものと感じています。自衛隊そのものの存在を百歩譲って認めたとしても、イラクへの派兵は日本国憲法で定めている戦争の放棄、戦力の不保持に明らかに違反をします。

アメリカ軍がイラクに攻撃するときの、いわゆる大義と呼ばれるものがありましたが、根拠とされているものがアメリカの国内から覆されました。アメリカ、ブッシュ大統領は、いかにイラクと9.11を結びつけることができたかということですが、米国の情報戦略があったと言われています。

大半の米国人は、いまだに9.11の背後にはサダム・フセインの影があり、そのフセインは米国を大量破壊兵器でねらっていたと信じ込んでいます。なぜこんな根拠薄弱な情報が米国人に浸透したのでありましょうかという疑問に対しまして、ジャーナリストの神保哲夫さんは次のように言っております。「物語が大義になった」ということです。その大義になった一つには、イラクはアルカイダを支援するテロ支援国家だと主張しました。ここでは、チェコの情報機関から寄せられたプラハのアタの物語が使われました。

2001年4月にイラクの情報部員と9.11テロ実行犯の一人、モハメッド・アタがプラハで会っていたらしいとの情報の真偽を確認できない段階から、このネタをリークし始めたが、しかし、イラクの情報部員が会っていた人物は、ドイツ在住の自動車ブローカーで、アタにそっくりだったというのが真相でありました。

この言いわけが苦しくなると、イラクの大量 破壊兵器保有説は、サダム・フセインの娘婿 でヨルダンに亡命したフセイン・カメルの証 言がその有力な根拠として使われたと言って います。イラクの大量破壊兵器開発の責任者 だったカメルは、亡命後、湾岸戦争後にもイ +

ラクは大量破壊兵器やミサイルの設計図など を隠し持っていたことを明らかにしていまし た。

しかし、IAEAの査察官によると、カメルはそれと同時に、その後査察が厳しくて、すべて廃棄したとも証言もしていました。ところが、ブッシュ政権は、自分たちの都合の大量であります。いよいであります。いより、大量破壊兵器の決定的な証拠が当ても、大量破壊兵器の決定的な証拠が出てこないのであせったブッシュ政権は、神学にないのであせったブッシュ政権は、神学化のためにサダム・フセインを放逐すべしといったような三つの物語が、少なくとも多いたように言っております。

いつの間にか、物語によりイラク攻撃理由が 正当化されたものであり、いまだに米英軍を 中心とした有志連合が戦争を続けているのか、 全く意味不明と言わなければなりません。主 に米軍の戦争による破壊された施設や設備を 米英軍の傘下で人道復興支援するというので すから、さらに混乱が増幅してしまいます。

次に、請願趣旨の3で言っております、イラク特措法に照らしても、その条件が崩れていると述べているとおり、イラク全土で非常事態宣言が出されていますし、人道復興支援として修理、水道、治療、輸送などのためとし、自衛隊が派遣されているサマワにおいても、決して安全な状態ではないと言われております。

オランダ軍に護衛され活動する自衛隊の周辺においても、2月8日の陸上自衛隊第1陣がサマワに到着以降、4月7日、自衛隊宿営地近くに迫撃砲が打ち込まれました。5月10日には、サマワのオランダ軍が手投げ弾攻撃を受け、一人死亡しました。8月7日に、サマ

ワのオランダ軍宿営地近くに迫撃砲弾が打ち 込まれました。8月13日、サマワなどに夜間 外出禁止令が出されました。翌14日には、サ マワ北西のルメイサで、武装勢力がオランダ 軍を襲撃しました。オランダ兵6人が死傷も しました。同21日、陸上自衛隊宿営地近くに ロケット弾1発が着弾。同23日、24日に迫撃 砲3発、1発が着弾。9月11日、サマワ治安 維持責任者の警察幹部が暗殺。10月8日にサ マワに建立された日本とイラク友好記念碑が 爆発されました。10月22日、サマワの陸上自 衛隊宿営地にロケット弾1発が着弾。10月31 日、サマワ陸上自衛隊宿営地にロケット弾着 弾、施設に被害など、と報道されている中か ら拾い上げましたが、人道支援活動をしてい る自衛隊に危険が及んでいることはもとより、 それを護衛しているオランダ軍に犠牲者が出 ていることであります。自衛隊に直接的な被 害がないからといって、こういう状態が非戦 闘地域と呼ぶのでありましょうか。

12月に入り、イラクの派遣延長を前に、非戦闘地域であることを確認するためだったのでしょうか、大野防衛庁長官を初め、政府関係者が訪問したという報道がされていましたが、視察の滞在期間が短時間で、とても安全確認などというものではなく、宿泊などをすれば危険度が高まると判断したのか、急いて逃げ帰ったという印象を持ちました。

政府関係者が、せっかく自衛隊が派兵されているサマワに行ったのだから、自衛隊の皆さんに慰労の言葉をかけるだけでなく、夜は復興支援活動などしないのでありますから、懇親会などを持って、形のあるねぎらいをすべきであると思います。

しかし、政府関係の訪問者は、だれよりもイラク全土の危険度合を認識していますから、 非戦闘地域の確認をしたというパフォーマン スをしただけとしかとれなかったと思ったの

は、私だけでありましょうか。

また、請願の中で、自衛隊のいるところが非 戦闘地域どころか、自衛隊のいるところが戦 闘地域化していると言っており、まさにその とおりだと思います。この言葉は民主党の岡 田氏のイラク特別措置法の期限が迫っている。 延長すべきではないと思う。イラク全土に厳 戒体制がしかれているのだから、自衛隊の駐 在しているサマワも危険ではないのかという 質問に答え、自衛隊のいるところが非戦闘地 域ですという小泉首相の答弁は、まさに意味 不明であります。こういった答弁を揶揄して、 自衛隊が派遣されているところが非戦闘地域 なら、世界じゅうどこへでも出かけて、みん な非戦闘地域にしてしまえばいいんだよ。そ うすれば日本が世界平和に貢献できるという わけだと、放送タレントの永六輔さんが言っ ております。

私は、戦争に正義の戦争など絶対にあり得ないと考えています。請願趣旨の5番目にあります日本国憲法、国際憲章と国際正義に立ち返り、自衛隊の即時撤兵を決断し、平和外交と軍事によらない方法でイラクと世界平和、安全に貢献すべきであるとの趣旨に賛同し、請願第12号に賛成の意見といたします。よろしくお願い申し上げます。

鈴木良雄議長 以上で、通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

総務・文教委員長の報告は、請願第12号は、 不採択であります。

請願第12号について、採択することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第12号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審查報告

鈴木良雄議長 次に、厚生常任委員会の審査の 報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

蒲生光男厚生常任委員長 今期第7回市議会定 例会において、厚生常任委員会に付託になり ました議案2件について、審査をいたしまし た経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月16日 に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者 の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、初めに議案第69号、長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員が研修に参加した場合の費用弁償について新たに措置すべく、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、消防主幹からは、地域防災の中核としての役割を担っていただいている消防団員の任務の重要性から、消防団員としての心構えや予防、火災防御、救急救助、安全管理などについて、知識や技術を習得していただくための研修に参加していただく必要があるために改正を行うものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、応急手当普及員が 研修を受けて指導に当たることになるのか、 との質疑がなされ、消防主幹からは、消防団 員が山形県消防学校で行われる宿泊を伴う研 修に参加した場合を想定しており、防災訓練 等の応急手当普及員などに参加した者につい ては、訓練と考えているとの答弁を受けたと ころであります。